

別表(第5条関係)

補助事業	雇用奨励金又は補助対象経費	補助率又は金額	限度額	適用期間	対象外	限度額
IT・コンテンツ 企業立地事業	県内新規雇用奨励金 (1) 県内での新規雇用に係る奨励金 ・「補助率又は金額」欄のア、イ、ウ、カ及びキの労働者については、6月以上継続して雇用された県内新規雇用者を対象 ・ただし、当該事業所における県内新規雇用奨励費対象者数の純増分のみを対象(高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金の2段階立地型により県内新規雇用奨励金を受給している補助事業者の場合で、当該雇用者が実績報告時点で退職しているときは、当該人数分を対象人数から除外する) ・「補助率又は金額」欄のエ、オの労働者については、当該事業所における県内新規雇用奨励費対象者数が減らず、登用によりアの正規職員数が純増する場合に限り、その純増分のみが対象	次の雇用形態ごとに定められた算式を用いて得られた額以内 ア イの正規職員以外の正規職員 県内新規雇用人数×120万円 イ 正規職員のうち短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上)又は無期雇用派遣労働者 県内新規雇用人数×80万円 ウ 非正規職員(週所定労働時間が20時間以上) 県内新規雇用人数×40万円 エ、オ 上記イ又はウの補助を受けた者で補助対象期間中にアの正規職員に登用され、かつ、登用後6月以上継続して雇用された者 エ イの補助を受けた者の人数×40万円 オ ウの補助を受けた者の人数×80万円 (注) ア～ウにおいて、障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。障害者の雇用人数が全雇用者数の2パーセント以上である場合に限る。)及び新規学卒者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校を卒業してから1年以内の者。ただし、ウの非正規職員を除く。)については、県内新規雇用人数×15万円を加算する。 カ 高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金(2段階立地型)の補助対象期間内かつ高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第6条第2項に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者(週30時間以上勤務)であって、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者 県内新規雇用人数×30万円 キ 高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金(2段階立地型)の補助対象期間内かつ高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第6条第2項に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者(週20時間以上週30時間未満勤務)であって、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者 県内新規雇用人数×15万円	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り	3年間	・「補助率又は金額」欄のウに規定する奨励金を受けた者を補助対象期間中に同欄のイの正規職員に登用する場合 ・支店又は事務所を開設した場合に本店等から当該支店に社員を派遣する場合	3年間における限度額 2億5,000万円(第3条第1項(5)から(9)に該当する場合にあっては1億5,000万円)
事業所開設費	(2) 事業の用に供する償却資産の取得に要する経費	5分の1以内	なし	補助金交付決定日から、操業開始後原則6月以内	・土地及び建物の取得(購入によるものに限る。)に要する経費 ・資産の所在する市町村において申告対象とならないもの	
	(3) 事業所の改修に伴う償却資産の取得に要する経費 ・事業所として利用される専用部分(補助事業者のみが使用し、他人の使用を禁止し得る権利の効力が及ぶ建物の特定の部分をいう。)のみが対象。ただし、当該専用部分以外に設置されるものであっても身体障害者の就業に必要なスロープ等の建物の附随設備となるものの設備改修を含むこととする。	2分の1以内	500万円		・耐用年数が1年未満のもの ・取得価格又は取得原価相当額が10万円未満のもの ・法人税法施行令第133条及び第133条の2の規定による一括償却を適用しているもの ・固定資産税の課税対象から除外されている償却方法が適用されているもの ・ソフトウェア等の無形固定資産 など	
事業所運営費	(4) 建物の賃借に要する経費 ・賃借料及び共益費が対象(共益費については、賃貸借契約に明示されたもので、補助事業者が負担するものに限る。)	2分の1以内	なし	3年間	・建物の所有者が補助事業者の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合の建物の賃借に要する経費 ・敷金、権利金、駐車場料金等 ・社内講師を用いて実施するOJT研修	
	(5) IT・コンテンツに係る技術の習得のための人材研修に要する経費 ・IT・コンテンツビジネスの職務に直接的に必要な技術の習得を目的とした研修が対象 ・外部講師招聘に係る経費、会場費、機器借上費、外部の研修機関や民間企業に社員を派遣して実施する研修に係る受講料等が対象	2分の1以内	なし		・マナー研修等のIT・コンテンツに係る技術の習得のためでない研修 ・高知県が主催する研修に係る受講料等	
	(6) 人材の募集に要する経費 ・人材募集広告費、説明会会場借上費等が対象	2分の1以内	なし		・人材募集に関する具体的な記載がない会社、商品等の広告 ・人材紹介会社に対する手数料等	

(注) ※補助対象経費に公租公課は含まれません。